

令和4年度税制改正大綱 電子取引保存の猶予の動きなど

R3.11 に国税庁が電子取引を含む電子帳簿保存法に係る「お問い合わせの多いご質問」が公表されました。また、間もなく発表される令和4年度税制改正大綱のうち、「相続贈与の一体化」について「前触れ」させていただきます。

電子帳簿保存法関連の11.12付追加公表資料



電子帳簿保存法の実務上の疑問点に対して、すでに「一問一答」が公表されています。それでもなお様々な質疑がよせられるため、11月12日に「お問い合わせの多いご質問」が追加公表されました。内容の変更ではなく、より詳細な解説・補足がなされています。

その中で特に関心の高い「Ⅲ 電子取引関係」について、下記の補足がありました。

補4 一問一答【電子取引関係】 問42 補足説明

電子データの一部を保存せずに書面を保存していた場合には、その事実をもって青色申告の承認が取り消され、税務調査においても経費として認められないことになるのではないかとのお問い合わせがあります。

これらの取扱いについては、従来と同様に、例えば、その取引が正しく記帳されて申告にも反映されており、保存すべき取引情報の内容が書面を含む電子データ以外から確認できるような場合には、それ以外の特段の事由が無いにも関わらず、直ちに青色申告の承認が取り消されたり、金銭の支出がなかったものと判断されたりするものではありません。

正しい処理をしている限り、電子取引の保存に欠落があったとしても、(当面は)問題にしないと、不安を鎮めるためのようには思えます。(その他、詳細に関して国税庁サイト「電子帳簿保存法一問一答【電子取引関係】」を参照 <https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/07denshi/index.htm>)

尚、令和4年度税制改正で何らかの対応があれば、また改めてお知らせいたします。

令和4年度税制改正で、「相続贈与一体化」が強化される可能性と対策

従来より、相続税対策の有力な方法として「生前贈与」があります。これは生前に贈与を行うことで合法的に相続財産を減らし、結果的に贈与税・相続税の合計額を、対策前の財産額で計算したよりも低く抑えるものです。



しかし令和4年度税制改正では、「格差の是正」を大義名分に、この「生前贈与」による相続税対策が封じられる可能性があります。その場合、相続税は富裕層に限らず、多くの国民に影響すると思われます。

この改正は、早ければ令和4年度から実施されるかもしれません。その場合、従来の暦年贈与による「生前贈与」は、今年と来年3月末までの2回しか使えなくなるのではないかとも言われています。

令和4年度税制改正大綱が12月10日頃に発表されると見込まれ、その内容によっては「号外」でお知らせいたします。

@12月の予定

12/10・11月分源泉所得税

・住民税の特別徴収税額納付期限

1/4・10月決算法人の確定申告

・1,4,7月決算の消費税及び地方消費税の中間申告

《休業日》土曜・日曜・祝日

黒沼共同会計事務所 検索

